

安芸市東浜 469 番地内における不発弾の発見と対応について（第 2 報）

（1 月 13 日 17：30 現在）

12 月 22 日（火）、安芸市東浜 469 番地内で発見された不発弾の対応に係る陸上自衛隊、国土交通省、高知県、高知県安芸警察署、ライフライン事業者、安芸市による安芸市不発弾処理対策本部会議（第 2 回）を開催し、不発弾処理実施計画が決定しました。

1 開催日時等

令和 3 年 1 月 13 日（水） 13：00～ 安芸市防災センター3 階避難室

2 出席者

（1）国関係者

陸上自衛隊中部方面後方支援隊 第 103 不発弾処理隊
国土交通省 四国地方整備局土佐国道事務所

（2）高知県関係者

高知県危機管理部、高知県安芸福祉保健所、高知県安芸土木事務所
高知県安芸警察署

（3）ライフライン事業者関係

四国電力送配電株行会社安芸事業所
西日本電信電話株式会社高知支店

（4）安芸市

危機管理課、総務課、企画調整課、建設課、農林課、福祉事務所、生涯学習課、市民課
消防本部、消防団

3 不発弾処理実施計画の概要

1. 不発弾処理対策本部

- （1）設置日時 令和 2 年 12 月 24 日（木）13 時
- （2）設置場所 安芸市西庁舎 2 階 危機管理課内

2. 不発弾処理現地対策本部

- （1）設置日時 令和 3 年 1 月 31 日（日）7 時 30 分
（予備日 令和 3 年 2 月 14 日（日）7 時 30 分）
- （2）設置場所 安芸市消防防災センター 3 階避難室

3. 処理日の体制

不発弾処理対策本部及び現地対策本部組織 別紙①のとおり

4. 不発弾処理に関する任務分担表 別紙②のとおり

5. 不発弾処理対策スケジュール 別紙③-1、③-2のとおり

6. 不発弾処理

(1) 協定の締結

不発弾の処理に関して、陸上自衛隊中部方面後方支援隊長と安芸市長が令和3年1月 日()に、不発弾処理にかかる協定を締結した。(今後協議のうえ締結予定)

(2) 実施日

令和3年1月31日午前9時から午後5時頃まで
ただし、信管除去等安全処置完了まで(時間延長の可能性有)

(3) 処理実施機関

陸上自衛隊中部方面後方支援 第103不発弾処理隊

(4) 処理方法

現地で信管除去等の安全措置を行い、その後、搬出。

(5) 処理状況の確認

本部内の陸上自衛隊不発弾処理隊長と現場処理との通話内容を現地対策本部内に放送する。

(6) 処理終了の確認及び安全化宣言

陸上自衛隊不発弾処理隊長の報告により、本部長が現地において不発弾処理後の安全化宣言を行う。

7. 警戒区域の設定 別紙④のとおり

不発弾処理作業中の住民の安全を確保するため、災害対策基本法第63条に基づき不発弾処理現場から概ね300mの範囲に警戒区域を設定する。

(1) 警戒区域の設定

警戒区域の教会の道路上にバリケードを設置し、警察と市職員等による立入制限を行う。

(2) 設定時間

午前7時45分から信管除去等の安全処置が完了し、本部長が安全確認宣言をするまでの間

(3) 災害警戒

消防は、警戒区域の近傍で緊急事態に備えた体制を確保する。

8. 避難対象区域及び避難場所等

(1) 避難対象区域及び避難場所等 別紙⑤のとおり

警戒区域を避難対象区域とし、近傍に避難場所を設ける。

避難を要する住所地	避難場所
矢ノ丸3丁目、港町2丁目、東浜、花園町及び土居（春日・玉造）の各地区の一部	川向集会所 健康ふれあいセンター「元気館」 港町集会所 土居公民館 安芸市市民館別館「西浜公民館」 内原野陶芸館「研修棟」 市役所北庁舎2階第1・2会議室、厚生室 安芸中学校体育館 安芸市武道館 安芸第一小学校東体育館

※土佐くろしお鉄道ごめんなはり線、県道安芸物部線、安芸市道を含む

(2) 避難時間

午前8時から午後5時頃まで（ただし、信管除去等安全処置完了まで）

(3) 避難対象世帯等

世帯数 約230世帯

人数 約500人

事業所 10箇所

(4) 避難広報

予め、各戸配布及び安芸市ホームページで広報すると同時に、当日は7時45分から防災行政無線及び広報車による広報を行う。

(5) 警察による巡回

処理開始前まで巡回パトロールを行う。

(6) 避難確認・誘導

午前8時から避難対象区域内の住民及び事業所を個別訪問し、避難確認・誘導する。

（8時45分完了予定）

(7) 要配慮者対策

高齢者や障害者などの要配慮者については、保健師等による事前訪問調査を実施し、特別な対応が必要となるよう配慮者について、個別対応する。

(8) 避難解除広報

避難解除広報は、防災行政無線及び広報車にて広報する。また、安芸市ホームページで情報提供するほか、ごめんなはり線の安芸駅構内放送及び安芸市役所において電話の問合せに対応する。

9. 交通規制

(1) 道路

①規制期間

令和3年1月31日（日）午前8時から午後5時頃まで

※ただし、信管除去等完了まで（時間延長の可能性あり）

②規制区間

(ア) 道路交通法による通行止め

・市道

(イ) 警戒区域設定に伴う通行止め区間

・県道安芸物部線 警戒区域内の区間

・市道 警戒区域内の区間

(2) 鉄道

①規制期間

令和3年1月31日（日）午前8時30分から午後5時頃まで

※ただし、信管除去等完了まで（時間延長の可能性あり）

②運休区間

土佐くろしお鉄道ごめんなはり線 安芸駅－奈半利駅間

10. ライフライン機関の対応

(1) 四国電力株式会社

緊急事態に備えた体制を確保する。

(2) 西日本電信電話株式会社

現地に臨時電話を敷設するとともに、緊急事態に備えた体制を確保する。

11. 広報

(1) 安芸市ホームページ、フェイスブックに掲載

(2) 避難対象区域内への周知チラシを配布

(3) 広報車による広報

(4) 防災行政無線による避難情報の発信

12. 報道対応

(1) 処理作業前

不発弾処理現地対策本部に「報道機関待機場所」を設け、午前8時30分頃、現地対策本部から不発弾および作業内容等についての説明を行う。

(2) 処理作業中

音声による処理状況の提供を行う。

午前8時から午後5時頃まで（ただし、信管除去等完了まで（時間延長の可能性あり））のヘリコプターによる取材は禁止する。

(3) 処理業後

処理現場において、陸上自衛隊から処理作業等の説明を行う。

また、安芸市不発弾処理現地対策本部で調整のうえ、安芸市より一括して記者発表する。

4 現地の状況

現在、不発弾発見現場において防護壁の設置工事が行われており、処理実施日までに各関係機関が処理の準備を進めております。防護壁の詳細については別紙⑥のとおり